

鹿島市訓令甲第42号

鹿島市小規模事業者ごみステーション搬出登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿島市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（昭和47年条例第22号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、ごみステーションの利用を希望する市内の小規模事業者を登録することにより、小規模事業者の事業活動に伴って生じた一般廃棄物の適正な処理を促すことを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び鹿島市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例施行規則（昭和47年規則第26号）において使用する用語の例による。

(小規模事業者の条件)

第3条 ごみステーションを利用できる小規模事業者は、次の各号のいずれにも該当する小規模事業者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する事業者とする。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りではない。
- (2) ごみステーションの美化に努めること。
- (3) ごみステーションがある地元区長の指示に従うこと。

2 前項各号に該当する小規模事業者でごみステーションの利用を希望する場合、第4条の登録申請をするときに、ごみステーションがある地元区長に承認を得なければならない。

(登録申請)

第4条 前条第2項の承認を得た小規模事業者は、鹿島市小規模事業者ごみステーション搬出登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合は、鹿島市小規模事業者ごみステーション搬出登録台帳（様式第2号）に登録するものとする。

(搬出量の制限)

第5条 小規模事業者は、条例第5条に基づき一般廃棄物を処理する場合、搬出できる量は、条例別表第2の取扱区分ごとに1回につき2袋までとする。

(登録の取り消し)

第6条 市長は、登録をした小規模事業者が第3条第1項各号及び前条に違反した場合は、登録を取り消すことができるものとする。

2 前項により登録を取り消された小規模事業者は、速やかに許可業者への一般廃棄物の処理を委託し、適正に処理しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年8月30日から施行する。

(適用除外)

2 この要綱の施行の日前に、ごみステーションへの一般廃棄物の搬出登録申請をし、市長が登録をしている小規模事業者は、第4条の規定は適用しない。